

近江八幡市におけるSDGs達成に向けた取組詳細(目標8)

No	事業名	【事業開始年月～事業終期年月】			SDGs該当目標	事業目標(指標)	事業概要
		過去	現在 H29 年度	未来			
1	近江八幡市第1次総合計画策定事業 【平成29年4月～次期改定まで】		★	★	                	生活環境・都市基盤・教育・文化・産業・経済・健康福祉・人権・総務など、市の最上位計画として各分野の方針や基本計画を明確にする。加えて、SDGsの17の目標も視野にグローバルな観点をも取り入れたユニークな計画とする。 本事業は「基本構想」と「基本計画」から構成し、「基本構想」は、地方自治法に基づき定められる近江八幡市のまちづくりに関する基本的な考え方と、まちづくりの進め方の基本方向を提示する。 「基本計画」は、基本構想を受けて具体的に市政の施策方針を明らかにする実行計画とする。 なお、各分野ごとに計画年次等や個別の目標(数値等)を設定し、各目標年次までに事業・業務実施を行うものとする。KPIについても各分野ごとで異なるが、総合的な事業&施策評価のシステムの構築を目標とする。	今日の少子高齢化による地域課題の顕在化や、東日本大震災をはじめ近年の自然災害の大規模化・多様化など、社会情勢がめまぐるしく変化していることはもとより、他市町の総合計画策定状況や、当市まちづくりの更なる向上と進展を目指す中で、新たな「(第1次)近江八幡市総合計画」を策定する。 策定にあたっては、以下の基本的な視点により取組む。 ①「新市基本計画」の遺伝子を受け継ぎ、個別計画との整合を図り、事業・業務の補強をしながら市の最上位計画の策定を行う。 ②福祉、教育、農業など各個別計画との整合性を重視しながら策定を行う。(都市計画マスタープラン、農村振興基本計画、地域福祉計画、財政計画、人口ビジョン、各まちづくり構想等) ③計画のビジョンを市民へ提案(ワークショップや学区別説明会、フォーラムなど)することにより、官民一体的な構想とする。 ④長期期間(10年間)における市の「基本構想」と「基本計画」を定めることにより、住民が安全で安心して生活でき、「このまちに住んでよかった」と思える住民満足度の向上を図るとともに、自治体の経営戦略としての総合計画の策定を行う。
2	まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業 【平成27年10月～平成32年3月】	★	★	★	  	国のSDGs実施指針における8つの優先課題の3番目に掲げられている施策のうち①多様な人材力の発揮、⑫地方創生の本格展開を図ることにより、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域の特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する、希望を生み出す強い経済を目指す。	まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年10月、近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定。 総合戦略に基づき取組んでいる各施策と重要業績評価指標(KPI)の達成状況を管理し、推進に向け広く意見を聴くため、外部有識者等による近江八幡市まち・ひと・しごと創生懇話会を平成29年3月に設置した。計画期間(平成27年度～平成31年度)中の重要業績評価指標(KPI)の達成に向け、懇話会を中心にPDCAサイクルを実施する。 ※重要業績評価指標(KPI)…組織の目標達成の度合いを定義する補助となる計量基準群
8	離島振興推進事業 【平成25年7月～平成35年3月】	★	★	★	   	国のSDGs実施指針における8つの優先課題の3番目に掲げられている施策の中に、農林水産業の成長産業化として、漁業の持続可能かつ収益性の高い操業体制への転換や水産物の加工・流通・消費の拡大を促進する施策がある。また、農林漁村の振興として、伝統的な水産業の保全、観光の誘致等、外国人旅行者の受入や漁村民泊もある。これらを踏まえ、(仮称)沖島防災複合施設整備における浜プランの活用等を踏まえて取組む。 また、水産資源の持続的利用の推進、生物多様性の保全等の観点からも取組む。	平成25年7月に沖島が離島振興対策実施地域に指定されたことを受け、滋賀県離島振興計画が策定された。この計画に基づき、県、市、島民が緊密な連携を図り沖島の振興に取組んでいる。 取組の柱として、近江八幡市離島振興活動事業補助をはじめとする沖島町離島振興推進協議会の活動支援を行っている。
55	開発指導事業 【昭和48年12月～継続】	★	★	★	   	次の事項を踏まえ、適正な開発指導を行う。 ①庁内における連携を確保し、各個別法を満たす開発行為への誘導を目的とする庁内連携の確保(行為に対する各課照会から回答までの標準期間内の適正処理) ②証明書等の標準期間内の審査、発行 ③最新の情報、技術、知識の取得を目的とした訓練(研修) ④法律や当市のまちづくりの基本的方針との整合確保に必要な開発許可運用指針等の見直し	当市における総合的かつ計画的な行政運営を図る上位計画に基づく土地利用の基本方針等の実現と市民ニーズへの呼応を念頭に、市民、開発事業者と協働で住みよい住環境の形成を図ることを目的として、次のとおり取組む。 機能的で良好な住環境を形成し保持するため、円滑で適正な都市計画法等各種許認可、ならびにその内容等につき審査し証明を行う。
68	完全雇用をめざした巡回職業相談や就職情報相談 【平成29年4月～平成30年3月】		★			巡回職業相談や就職情報相談等で得た、就労希望者が抱く多様な潜在ニーズを集約・分析し、さまざまな労政施策や行動指針に反映することや、広く市内事業所に情報を発信・共有することで、すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する。 ※ディーセント・ワーク…働きがいのある人間らしい仕事	地域雇用をさらに促進できる環境の構築を目的に、巡回職業相談や就職情報相談を通じて完全雇用の実現をめざす。この取組を推進していくためには、官民を区分することなく、幅広く就労・雇用促進団体等との関係性を密に保ち続け、迅速に対応することが求められる。巡回職業相談や就職情報相談においては東近江公共職業安定所と合同で、就労等に関する相談会を定期的に実施する。また交通弱者等にも配慮し、市内の複数個所で事業を展開する。